

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月20日
【会社名】	応用地質株式会社
【英訳名】	OYO Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成田 賢
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北四丁目2番6号
【電話番号】	03(3234)0811
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長兼経理部長 香川 眞一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北四丁目2番6号
【電話番号】	03(3234)0811
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長兼経理部長 香川 眞一
【縦覧に供する場所】	応用地質株式会社 横浜支店 (横浜市港北区新横浜二丁目12番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成21年11月20日開催の取締役会において、当社を完全親会社、エヌエス環境株式会社（以下「エヌエス環境」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エヌエス環境株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋三丁目24番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 若佐 秀雄
資本金の額	396百万円（平成21年9月30日現在）
純資産の額（単体）	3,145百万円（平成21年9月30日現在）
総資産の額（単体）	4,269百万円（平成21年9月30日現在）
事業の内容	1. 環境アセスメント等の環境調査、コンサルティング事業 2. 計量証明、アスベスト分析等の計量分析事業 3. 害虫駆除、飲料水検査等の建築物管理事業

（注）資本金の額、純資産の額及び総資産の額は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査終了前の数値であります。

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算年月	平成19年9月期（単体）	平成20年9月期（単体）	平成21年9月期（単体）
売上高（百万円）	5,250	5,081	4,959
営業利益（百万円）	381	268	89
経常利益（百万円）	388	274	88
当期純利益（百万円）	217	141	29

（注）平成21年9月期における売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査終了前の数値であります。

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
応用地質株式会社	68.11
エヌエス環境社員持株会	6.06
アスカ株式会社	2.66
株式会社みずほコーポレート銀行	2.04
明治安田生命保険相互会社	1.78

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、平成21年11月20日現在、エヌエス環境の発行済株式の68.1%を所有しております。
人的関係	当社の代表取締役1名がエヌエス環境の取締役を、当社の常勤監査役1名がエヌエス環境の監査役を兼務しております。
取引関係	エヌエス環境は、当社より環境調査及び計量分析を主体に全国的に環境関連業務を請け負っています。また、当社は、エヌエス環境より地質調査関連業務を請け負っています。また、相互に事務所設備の賃貸借があります。

(2) 本株式交換の目的

エヌエス環境は、昭和42年の設立当初の建築物管理から始まり、計量証明事業、環境調査事業へと事業展開を図り、平成4年に当社の子会社となって以降は、応用地質グループにおける環境分野の中核企業として、専門的で高品質な技術サービスを社会に提供してまいりました。

一方、当社は、変化する社会環境の中でグループが持続的に成長するための経営戦略の策定を行い、今年の1月に「応用地質グループ長期経営ビジョン（OY02020）」を公表しております。長期経営ビジョンでは、今後目指すべき企業グループ像を「地球科学に関わるグローバルな総合専門企業グループ」とし、応用地質グループが社会に貢献すべき主要課題を「安全と安心の確保」「環境問題への対応」「エネルギー・資源問題への対応」「豊かな暮らしを支える公共インフラ等への対応」と捉えています。そして、国内を中心とした調査・コンサルティング事業では、「市場におけるシェア拡大」と「民間市場を中心に業際分野を対象とする新市場の創出・開拓」を目指して事業展開を進めています。

また、環境分野に係る社会の動きは、低炭素型・循環型社会の構築、地球温暖化対策の推進、自然エネルギーの積極的な導入、環境会計の導入など、多様化しており、応用地質グループが取り組むべき環境関連事業も多角化・総合化する傾向にあることから、グループとしてこのような社会ニーズを的確に捉えたサービスをタイムリーに提供していかねばなりません。

このためには、グループ内の事業協働体制を強化することで、環境分野の社会ニーズに対応し、迅速な意思決定と柔軟で効率的な経営施策を実施することが必要です。

当社及びエヌエス環境は、経営を一本化するなかで、多角化・総合化する環境事業を積極的に展開し、「市場におけるシェア拡大」と「民間市場を中心に業際分野を対象とする新市場の創出・開拓」を推進するために、グループとしての協働体制をより一層高め、中長期のグループ成長戦略を確実に実行し、両社の企業価値向上を目指してまいります。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

平成21年11月20日に締結した株式交換契約の内容に従い、平成22年2月1日を本株式交換の効力発生日として、当社は、その効力発生日の前日の最終のエヌエス環境の株主名簿に記載又は記録されたエヌエス環境の株主（ただし、当社を除きます。）の全体に対し、その所有するエヌエス環境の普通株式に代わり、その所有するエヌエス環境の普通株式の合計数に0.75を乗じた数の当社の普通株式を交付します。これにより、エヌエス環境は当社の完全子会社となります。

当社は、本株式交換について、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ないで行う予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

エヌエス環境株式1株に対して、当社の株式0.75株を割当て交付します。ただし、当社が保有するエヌエス環境株式の普通株式2,670,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

③ その他の株式交換契約の内容

当社とエヌエス環境との間で、平成21年11月20日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

応用地質株式会社（住所は東京都千代田区九段北四丁目2番6号。以下「甲」という。）及びエヌエス環境株式会社（住所は東京都港区西新橋三丁目24番9号。以下「乙」という。）は、平成21年11月20日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、第5条により本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「乙株主」という。）の全体に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、乙株主全員が所有する乙の普通株式の株式数の合計に0.75を乗じた数の甲の普通株式を、交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、個々の乙株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.75株の割合をもって割り当てる。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
0円
- (2) 資本準備金
会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額

第4条（自己株式の消却）

乙は、第6条第2項に定める乙の定時株主総会で本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議がなされることを条件として、効力発生日までに、乙が保有している自己株式のすべてを、消却するものとする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

効力発生日は、平成22年2月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。
- 2 乙は、平成21年12月18日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、予め甲及び乙が協議し合意の上、その開催日等を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合（乙による剰余金の配当は除く。）には、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財務状況又は経営成績に重大な影響を与える事象その他甲又は乙に関する重大な事象が発生又は判明した場合には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議するものとし、必要な場合には、甲及び乙の合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条第2項に定める乙の定時株主総会における本契約の承認又は法令に定める関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成21年11月20日

甲 東京都千代田区九段北四丁目2番6号
応用地質株式会社
代表取締役社長 成田 賢

乙 東京都港区西新橋三丁目24番9号
エヌエス環境株式会社
代表取締役社長 若佐 秀雄

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を期すため、当社は大和証券エヌエムビーシー株式会社（以下「大和証券SMB C」といいます。）を、エヌエス環境は株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を、それぞれ第三者機関として選定いたしました。

大和証券SMB Cは、当社とエヌエス環境の両社について、両社の株式がともに取引所に上場されており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して株式交換比率の算定をいたしました。市場株価法における市場株価の算定対象期間としては、平成21年11月18日を算定基準日として、当社による「業績予想の修正に関するお知らせ」及びエヌエス環境による「平成21年9月期業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日である平成21年11月5日から算定基準日までの期間、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間を採用し、当該期間の出来高加重平均株価を用いて両社の株式価値算定を行っております。

応用地質株式1株当たり株式価値を1とした場合の各算定手法の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.606 ～ 0.763
DCF法	0.573 ～ 0.690

大和証券SMB Cは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関係会社の資産または負債（簿外債務、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、大和証券SMB Cが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、ブルータスは、当社とエヌエス環境の両社について、両社の株式がともに取引所に上場されており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動を算定に反映する目的からDCF法を採用して株式交換比率の算定をいたしました。市場株価法における市場株価の算定対象期間としては、平成21年11月18日を算定基準日として、当社による「業績予想の修正に関するお知らせ」及びエヌエス環境による「平成21年9月期業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日である平成21年11月5日から算定基準日までの期間、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間を採用し、当該期間の出来高加重平均株価を用いて両社の株式価値算定を行っております。

応用地質株式1株当たり株式価値を1とした場合の各算定手法の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.606 ~ 0.763
DCF法	0.686 ~ 0.769

ブルータスは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関係会社の資産または負債（簿外債務、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、ブルータスが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません

② 算定の経緯

両社は、それぞれ上記の第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、財務予測、両社を取り巻く事業環境、市場株価の動向等の要因を総合的に勘案し、慎重に協議・交渉を重ねました。その結果、それぞれ上記2.報告内容(3)②の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会において決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

③ 算定期間との関係

当社の第三者機関である大和証券SMB C及びエヌエス環境の第三者機関であるブルータスはいずれも、当社及びエヌエス環境とは独立しており、当社及びエヌエス環境の関連当事者には該当いたしません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	応用地質株式会社
本店の所在地	東京都千代田区九段北四丁目2番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 成田 賢
資本金の額	16,174百万円
純資産の額（連結）	現時点では確定しておりません
（単体）	現時点では確定しておりません
総資産の額（連結）	現時点では確定しておりません
（単体）	現時点では確定しておりません
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 公共事業、建設・不動産事業などを対象とした地盤に係わる調査・コンサルティングサービスの提供 上記の調査・コンサルティングサービス及び資源探査等に用いる各種測定用機器、システムの開発、製造、販売

以 上